



7 墨総総第1800号の2
令和7年11月21日

墨田区特別職給料等及び
政務活動費審議会 会長 様

墨田区長
山 本



区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに区長、副区長及び教育長の給料及び期末手当の額に関する条例の区議会提出について

区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに区長、副区長及び教育長の給料及び期末手当の額について、裏面のとおり改定する条例を区議会に提出したので、墨田区特別職給料等及び政務活動費審議会条例第2条第1項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

1 議員報酬及び給料の改定

(1) 改定月額（（）内は現行月額）

議 長	980,000円（ 949,000円）
副 議 長	841,000円（ 815,000円）
委員会委員長	696,000円（ 674,000円）
委員会副委員長	671,000円（ 650,000円）
その他の議員	651,000円（ 631,000円）
区 長	1,213,000円（1,175,000円）
副 区 長	980,000円（ 949,000円）
教 育 長	904,000円（ 876,000円）

(2) 適用日

令和7年12月1日

2 期末手当の改定

(1) 令和7年12月に支給する期末手当の額

ア 区議会議員の期末手当

議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額（以下「議員期末算定基礎額」という。）に100分の198を乗じて得た額に、在職期間に応じて定める割合を乗じて得た額とする。

イ 区長、副区長及び教育長の期末手当

給料月額及び地域手当の月額の合計額、給料月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額並びに給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額（以下「区長等期末算定基礎額」という。）に100分の198を乗じて得た額に、在職期間に応じて定める支給割合を乗じて得た額とする。

(2) 令和8年度以後における6月及び12月に支給する期末手当の額

ア 区議会議員の期末手当

議員期末算定基礎額に、100分の196を乗じて得た額に、在職期間に応じて定める割合を乗じて得た額とする。

イ 区長、副区長及び教育長の期末手当

区長等期末算定基礎額に、100分の196を乗じて得た額に、在職期間に応じて定める支給割合を乗じて得た額とする。